

PeakManager CTI 利用規約

第1条 (本サービスの内容)

1. PeakManager CTI (以下「本サービス」といいます。)は、株式会社 EPARK リラク&エステ (以下「当社」といいます。)が、当社指定の申込書記載のご契約者 (以下「本サービス利用者」といいます。)に対し、当社が提供するピークマネージャー (以下「ピークマネージャー」といいます。)に関するサービスに付随する、「PeakManager CTI 利用規約」(以下「本規約」といいます。)に基づき提供するサービスをいいます。
2. 本規約は、当社が別途定める「ピークマネージャー サービス利用規約」(以下「利用規約」といいます。)に基づく規約であり、本サービスの利用にあたっては、利用規約と本規約が一体として適用されるものとします。なお、利用規約と本規約の定めが矛盾又は抵触がある場合は、別段の定めがない限り、本規約が優先的に適用されるものとします。
3. 本サービスの利用には、当社が別途指定する機器等 (以下「対象機器」といいます。)を購入する必要が御座います。なお、対象機器の購入代金は本サービスの利用料金に含まれないものとします。また、対象機器を購入しない場合においても、本サービスに係る利用料金は発生します。

第2条 (利用料金)

1. 本サービスの利用料金 (以下「本料金」といいます。)は、当社指定の申込書のご契約内容欄に記載された金額とします。尚、本サービスの利用契約期間中に、租税法規の変更による公租公課の増額が行われた場合、当該増額は全て本サービス利用者が負担するものとします。
2. 本サービス利用者は、本料金を、当社が指定する金融機関口座に対する振込み、又は、クレジットカード決済等当社が定める方法にて、申込書に定める期日までに支払うものとします。
3. 本サービス利用者が、月の途中で本サービスに申込みする場合、本料金の日割り計算は行わないものとします。
4. 当社の責めに帰すべき事由によらず、本サービス利用者が本サービスを使用することができなくなった場合であっても、本料金の減額・返還、損害賠償を含め、当社は一切の責任を負わないものとします。
5. 当社は、理由の如何を問わず、本サービス利用者が当社に対して既に支払った本料金を含む一切の料金を返還しないものとします。

第3条 (本サービス・規約の変更)

1. 当社は、本サービス利用者に対する事前の通知又は承諾を得ることなく、本規約又は本サービスの内容を変更することができるものとします。
2. 当社は、前項に基づき本規約又は本サービスの内容を変更した場合、変更後の本規約又は本サービスの内容を本サービス利用者へ当社が指定する方法により通知するものとします。
3. 本規約又は本サービスの内容が変更された場合、変更後の本規約及び本サービスの内容が適用されるものとします。
4. 当社は、本サービス利用者に対する事前の通知又は承諾を得ることなく、本サービスの一部又は全部を変更又は廃止することができるものとします。

第4条 (利用停止)

1. 当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合、本サービス利用者に対する事前の通知又は承諾を得ることなく、本サービスの一部又は全部の提供を停止することができるものとします。
 - ① 本サービスのシステム設備の保守を行う場合。
 - ② 本サービスのシステムにウィルスの進入又は不正アクセスが行われた場合。
 - ③ 第8条に定める不可抗力が発生し、若しくは発生するおそれがある場合。
 - ④ 当社が本サービスの提供を停止することが望ましいと判断した場合。
 - ⑤ 本サービス利用者が本規約の各条項のいずれかに違反した場合。
2. 当社は、前項に基づき本サービスの一部又は全部の提供を停止したことにより本サービス利用者へ損害が生じた場合でも一切責任を負わないものとします。

第5条 (禁止事項)

本サービス利用者は、本サービスを利用するにあたり、以下の各号に定める行為を行ってはならないものとします。

- ① 第三者又は当社の著作権、商標権、その他の権利を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為。
- ② 第三者又は当社の財産若しくはプライバシーを侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為。
- ③ 第三者又は当社の名誉、信用を毀損し、又は誹謗中傷する行為。
- ④ 第三者又は当社に不利益若しくは損害を与える行為、又はそのおそれのある行為。
- ⑤ 法令若しくは公序良俗に反する行為若しくはそのおそれのある行為。
- ⑥ 本サービス及びその他当社が提供するアプリケーションを改造、リバース・エンジニアリング、逆コンパイル、又は逆アセンブル等の行為。
- ⑦ 本規約の規定に違反すると当社が判断する行為及び当社が不適切と判断する行為。

第6条 (通知)

1. 当社から本サービス利用者への通知は、書面の送付、電子メールの送信、ファックスの送信、Webサイトへの掲載又はその他当社が適切と判断する方法により行うものとします。
2. 前項の通知が書面の送付による場合、当該書面が送付された日の翌々日（但し、その間に法定休日がある場合は法定休日を加算した日）に本サービス利用者へに到達したものとみなすものとし、電子メールの送信又はファックスの送信による場合は、当該電子メール若しくは当該ファックスが送信された時点で本サービス利用者へに到達したものとみなすものとします。また、前項の通知がWebサイトへの掲載による場合、Webサイトに掲載された時点で本サービス利用者へに到達したものとみなすものとします。
3. 本サービス利用者が第1項の通知を確認しなかったことにより不利益を被ったとしても、当社は一切責任を負わないものとします。

第7条 (利用目的)

当社は、本サービス利用者に関する情報を、以下の各号に該当する場合において利用するものとします。

- ① 本サービスを提供する場合（利用料金等に関する請求を行う場合を含みます）。
- ② 本規約又は本サービスの変更に関する案内をする場合。
- ③ 本サービスに関し緊急連絡を要する場合。
- ④ 当社、当社の親会社及び当該親会社の子会社（以下、総称して「当社等」といいます。）が取扱う各種商材に関する案内をする場合。
- ⑤ 当社等が、キャンペーン・アンケートを実施する場合。
- ⑥ マーケティングデータの調査、分析、新たなサービス開発を行う場合。
- ⑦ 当社等及び業務提携企業に提供する統計資料の作成を行う場合。
- ⑧ 法令の規定に基づく場合。
- ⑨ 本サービス利用者から事前の同意を得た場合。

第8条 (免責)

1. 当社は、内乱、火災、洪水、地震、その他の自然災害又は政府の規制等、当社の支配することのできない事由（以下「不可抗力」といいます。）により、本規約の履行の遅滞又は不履行が生じた場合であっても一切責任を負わないものとします。
2. 当社は、本サービスの正確性、有用性、完全性、その他本サービス利用者による本サービスの利用について一切の保証を行わず、本サービスの利用に基づき本サービス利用者が損害を被った場合でも、当社に故意・又は重過失がない限り、当該損害を賠償する責任を負わないものとします。
3. 通信回線や移動体通信端末機器等の障害等による本サービスの中断・遅滞・中止により生じた損害、その他当社のサービスに関して本サービス利用者へに生じた損害について、当社に故意・又は重過失がない限り、当社は一切責任を負わないものとします。
4. 本サービス利用者が本規約等に違反したことによって生じた損害については、当社は一切責任を負わないものとします。
5. 当社は本サービス利用者が求める本サービスの効果を何ら保証しないものとします。
6. 対象機器の問い合わせの一次対応は当社で行いますが、対象機器の故障等については、対象機器メーカーにて対応を行うものとし、当社は責任を負いません。

第9条（本サービスの提供の停止及び利用契約の解除）

当社は、本サービス利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、何らの通知、催告を要せず直ちに、本サービスの提供を停止し、又は本サービスに関する利用契約を解除することができるものとします。

- ①本サービス利用者が申込にあたって虚偽の事項を記載したことが判明したとき、若しくはそのおそれがあるとき。
- ②本サービス利用者が本規約の規定に違反するおそれがあると当社が判断したとき、若しくは違反したとき。
- ③本サービス利用者が差押、仮差押、仮処分若しくは競売の申立を受け、又は公租公課滞納による処分を受けたとき、若しくはそれらのおそれがあるとき。
- ④本サービス利用者が、会社更生手続の開始、民事再生、破産若しくは競売を申し立てられ、又は自ら民事再生の開始、会社更生手続の開始若しくは破産の申立をしたとき、若しくはそれらのおそれがあるとき。
- ⑤解散決議をしたとき又は死亡したとき。
- ⑥支払停止、若しくは支払不能に陥ったとき、又は手形・小切手の不渡りにより金融機関から取引停止の処分を受けたとき。
- ⑦被後見人、被保佐人又は被補助人の宣告を受けたとき。
- ⑧資産、信用、支払能力等に重大な変更を生じたとき当社が認めたとき。
- ⑨法人格、役員又は幹部社員が民事訴訟又は刑事訴訟の対象（捜査報道がされた場合を含む）となり、当社に不利益を与えたとき、又は、その恐れがあるとき。
- ⑩反社会的勢力の構成員若しくは関係者であることが判明したとき。
- ⑪本サービス利用者が法令に反する行為を行ったとき、過去に同様の行為を行っていたことが判明したとき、若しくはそれらのおそれがあるとき。
- ⑫前各号に掲げる事項の他、本サービス利用者の責めに帰すべき事由により、当社の業務の遂行に支障を来たし、又は来たすおそれが生じたとき。
- ⑬本規約、又はこれに付随して締結する契約の各条項に違背したとき。
- ⑭理由の如何を問わず、利用規約が終了した場合。
- ⑮その他、当社が本サービス利用者に対して本サービスを提供することが不相当と判断したとき。

第10条（解約）

1. 本サービス利用者が、本サービスの解約を行う場合、本サービス利用者は当社に対し、解約申告期間にいかん記載する PeakManager サポートまでサービス利用契約を解約する旨連絡する方法により行うものとします。なお、解約申告期間は契約期間が満了する月の前月の1日から末日までとします。

<解約申告期間早見表>

| | | | | |
|--------|---------------|----------|------------|------------|
| 契約満了月 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 |
| 解約申告期間 | 前年 12/1～12/31 | 1/1～1/31 | 2/1～2月末日 | 3/1～3/31 |
| 契約満了月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 |
| 解約申告期間 | 4/1～4/30 | 5/1～5/31 | 6/1～6/30 | 7/1～7/31 |
| 契約満了月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 |
| 解約申告期間 | 8/1～8/31 | 9/1～9/30 | 10/1～10/31 | 11/1～11/30 |

<PeakManager サポート>

電話番号：0120-206-460

電話受付時間：平日 10：00～18：00

休業日：土曜・日曜・祝日・年末年始2。前項にかかわらず、本サービス利用者がピークマネージャーを解約した場合、本サービスは、当該解約された日を以て解約されるものとします。

3. 本サービス利用者が第1項に基づき本サービスの解約を行った場合、当社が別途承諾する場合を除き、再度本サービスの申込はできないものとします。

第11条（解約後の措置）

1. 本サービス利用者が、理由の如何を問わず本サービス利用者の資格を喪失した場合、本サービス利用者が当社に対して既に支払った本料金を含む一切の料金は返還されないものとします。

2. 本サービス利用者が、契約期間満了以外の事由によって本サービス利用者の資格を喪失した場合、残期間に月額料金を乗じた金額を違約金として、別途当社が指定する方法で当社に対して支払うものとします。
3. 本サービス利用者は、理由の如何を問わず本サービス利用者の資格を喪失した場合、当社に対する一切の債務を、本サービス利用者の資格を喪失した日の属する月の翌月末日までに当社に対し弁済するものとします。

第12条（期限の利益の喪失）

本サービス利用者が、第9条に定める各号のいずれかに該当した場合、当然に期限の利益を喪失し、当社に対する債務を直ちに支払わなければならないものとします。

第13条（契約期間）

本サービスの利用契約期間は、本サービスの申し込みを行い、当社が当該申込みに係るトレーニングを完了した日の属する月から1年間とします。但し、本サービス利用者より第10条に定める手続きに則って利用契約の解約がなされない限り、利用契約は自動的に1ヶ月間更新するものとし、以後も同様とします。

第14条（反社会的勢力に関する表明及び確約）

1. 利用者は、相手方に対し、自ら及び自らの役員が、本契約の締結日において以下の者（以下「反社会的勢力」と総称する。）に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員
- (3) 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
- (4) 暴力団準構成員
- (5) 暴力団関係企業
- (6) 総会屋
- (7) 社会運動等標ぼうゴロ
- (8) 特殊知能暴力集団
- (9) その他前各号に準ずる者

2. 利用者は、相手方に対し、以下の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

- (1) 反社会的勢力によって経営を支配されていること
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していること
- (3) 自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的で反社会的勢力を利用していること
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供、または便宜を供与していること
- (5) 自らの役員または経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること

3. 利用者は、相手方が本条の表明に関して虚偽の申告をし、または本条の確約に違反したことが判明した場合、催告を要することなく直ちに本契約を解除できるものとします。

4. 前項に基づく契約の解除が行われた場合、虚偽の申告をし、または本条の確約に違反した利用者（以下「違反利用者」といいます。）は、解除を行った相手方（以下「解除相手方」といいます。）に対して損害賠償を請求できないものとします。

5. 第4項に基づく契約の解除によって、解除相手方が損害を被った場合、違反利用者は解除相手方に対してこれを賠償する責任を負うものとします。

第15条（合意管轄）

本規約又は本サービスに関連して訴訟が生じた場合は、訴額に応じて、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第16条（信義誠実の原則）

本規約に定めのない事項又は本規約の各条項の解釈に疑義が生じた場合は、本サービス利用者と当社が誠意をもって協議し解決を図るものとします。

以上

制定日：2017年3月21日
改定日：2018年4月13日
改定日：2021年5月28日
改定日：2024年5月1日
改定日：2024年12月1日